

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議  
幹事会（第5回会議）議事概要

第1 日 時 令和7年8月27日（水）午前11時

第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催

第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

関係府省庁等連絡会議幹事会、第5回会議を開催させていただきます。

第4回会議に引き続きまして、本日も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するための意見交換をお願いします。

本日の会議も、法務省民事局において司会進行させていただきます。

本日の資料として、事前に、議事概要、Q&A形式の解説資料の【民法編】、【行政手続編】、2件分の調査研究の概要説明資料をお送りいたしました。

本日の議題は、お配りしている議事次第に記載のとおり、「1. Q&A形式の解説資料について」、「2. 施行準備に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有」を予定しております。相互に関連するため、合わせて協議させていただくこととし、まずは全体について御説明いたします。

まず、議題1のQ&A形式の解説資料についてです。

Q&A形式の解説資料について、皆様におかれましては、会議間に検討、調整等いただき感謝申し上げます。

【民法編】については、前回会議で取りまとめたものについて、新たに数個のQ&Aを加筆しております。また、文意が不明確であるとの指摘があった回答について、趣旨を明確にする観点からの修正を加えております。

他方で、【行政手続・支援編】については、本日時点で、一定数のQ&Aについて、取りまとめをすることができる状況に至ったと認識しております。

本日資料としてお配りしているQ&Aについては、事前に調整済みのものでありますけれども、もし、本日までの間に更に検討が進んだような点があれば、後ほど御紹介いただきたいと思いますと考えております。なお、本日時点で検討中のQ&Aがございます。今後の予定等について現時点で御報告いただけることがあれば、その点も情報共有いただければと思います。

検討中の点を含め、今後もQ&Aについては適宜改定をすることを予定しておりますので、加筆すべき問や修正すべき問があれば、適宜情報共有いただきたいと思います。

次に、議題2の施行準備に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有についてです。

まず、法務省民事局の取組について御紹介させていただきます。

法務省では、引き続き、改正法に関する講演をさせていただくなど周知・広報に取り組んでおります。

また、配付資料のとおり、前回会議以降、これまでもご案内しておりました2つの調査研究の受託業者が決まり、本格始動いたしました。

まず、養育計画に関する調査研究は、概要、協力自治体と連携して、自治体を中心とした支援ネットワークのモデルを作ることを目指すものでございます。

離婚をしようとする父母らにとって、最も身近な相談先である自治体を中核にして、弁護士等法律家、心理カウンセラー、裁判所、民間支援団体等による支援のネットワークを作り、適切な支援に繋いでいく方策を検討しております。また、学校等の教育機関にもネットワークに入って頂くことで、学校の先生等が、父母の關係に悩むお子さんを把握した場合に、適切な支援につないでいくような方策も検討したいと考えております。

支援に関する施策を所管していない法務省のみでは限界があるところであり、この調査研究についても、関係府省庁等の皆様のご指導・ご協力をお願いしたいと考えております。

また、有効な支援モデルが得られれば、横展開にもご協力をお願いしたいと考えております。

次に、子の意思の把握・反映に関する調査研究は、父母の離婚等を経験する子の意思を適切に把握し、その後の養育に反映させるための方策を検討するものでございます。我が国の離婚の9割を占める協議離婚も対象として検討を行う予定ですが、家庭裁判所調査官や、子の手続代理人といった制度がない協議離婚において、どのようなことができるのかの検討は難問であると考えております。

まずは、先行研究を整理するとともに、子ども達に関わる様々な専門職、団体等にヒアリングを行いたいと考えております。こちらの調査研究でも、皆様のご指導・ご協力や、成果が得られた場合の横展開へのご協力を是非ともお願いしたいと考えております。

以上、法務省民事局からの御説明になります。

皆様の方から、何か御報告、御意見等いただける場所ありますでしょうか。

#### ○外務省

外務省旅券課です。Q&A形式の解説資料【行政手続・支援編】の外務省担当分の進捗状況をご報告します。外務省担当分として、未成年の子に対する旅券発給事務に関するQ&Aを準備中です。結論としては、これまでの連絡会議の際にご報告したとおり、未成年の子に対する旅券の発給申請は基本的に双方の親権者の同意が必要な行為になると考えています。その上で、具体的な行政手続の説明文として、各省の説明ぶりとも平仄を合わせた分かりやすい資料になるように最終的な調整を進めているところです。

#### ○法務省民事局

ありがとうございます。そのほかの皆様はよろしいでしょうか。

それでは、御異議なしということで、本日資料として配布いたしましたQ&A形式の解説資料については、この内容でとりまとめるということにいたしまして、公表作業を進めることといたします。事前の御検討、御調整のおかげで、本日は円滑なとりまとめをすることができ、感謝申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、Q&A形式の解説資料については、改訂の可否等の検討を継続していきたいと考えておりますので、引き続き、連携をお願いいたします。今後も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するため、意見交換を継続していきたいと思っております。

本日も、円滑な議事進行でのご協力に感謝いたします。それでは本日の会議は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。